

審 査 基 準 整 理 票

処分名	大津市旧大津公会堂ホール等の使用許可を受けた事項の変更の承認		
根拠法令名	大津市旧大津公会堂の管理運営に関する規則 (平成21年規則第129号)		(条項) 第6条第1項
基準法令名			(条項)
所管部署	都市計画部 都市魅力づくり推進課		
標準処理期間	2 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>[使用許可を受けた事項の変更の承認基準]</p> <p>使用許可を受けた事項の変更の承認に係る審査基準は、大津市旧大津公会堂ホール等の使用許可の審査基準に準じ、大津市旧大津公会堂条例第4条第2項各号及び大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当しないことを基準とし、大津市旧大津公会堂条例第4条第2項第3号に規定する「その他大津市旧大津公会堂の管理上支障があると認められるとき」とは、大津市旧大津公会堂の管理運営に関する規則第4条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しないおそれがあると認められるときをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 許可を受けた目的以外にしようしないこと (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと (3) 許可を受けた場所以外の施設又は設備を使用しないこと (4) 施設又は設備に変更を加えないこと (5) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く） 			

参 考

[根拠法令]

大津市旧大津公会堂の管理運営に関する規則

(使用許可を受けた事項の変更等)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、ホール等の使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に申し出てその承認を受けなければならない。

[参考法令]

大津市旧大津公会堂条例

第 4 条 別表に掲げる旧大津公会堂のホール等の施設(以下「ホール等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、第 8 条の規定に基づき旧大津公会堂の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ホール等(備品を含む。)を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) その他旧大津公会堂の管理上支障があると認められるとき。

大津市暴力団排除条例

第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

大津市旧大津公会堂の管理運営に関する規則

第 4 条 旧大津公会堂の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 旧大津公会堂の施設又は設備等を汚損し、又はき損毀損しないこと。
- (2) 許可を受けずに、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。
- (3) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (4) 使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。
- (5) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。
- (6) 旧大津公会堂及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (7) 火気を使用しないこと。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。